

2019年2月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- インターネットにおける  
検索結果の削除請求について
- マンションと  
法律問題について (その2)

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 59



エバー総合法律事務所

# インターネットにおける 検索結果の削除請求について

- 1 インターネットでの誹謗中傷に対してはVol.48で取り上げました（バックナンバーは当事務所のホームページで見ることができます）。今回は、直接の誹謗中傷ではなく、過去の出来事が検索結果としてその後もずっと出てきてしまうことについて削除請求できないかという点を取り上げてみたいと思います。
- 2 裁判例を掲載する法律雑誌でも、最近は削除請求に関する裁判例が増加してきています。過去の犯罪歴や事故情報がつまでも検索すると出てきてしまい、社会活動に支障を生じることから、裁判で、検索結果として提供されないように求める事例が増えてきています。削除の請求方法については、問題となる記事を掲載するホームページを運営する法人ないしは個人に対して削除を求めるやり方もありますが、検索結果を扱う検索事業者（例えばグーグルなど）に対して検索結果から削除を求めるやり方があります。前者の方法は前記のVol.48で記載した方法と同様となりますので、今回は後者の検索事業者に対する点を述べます。
- 3 これについては、平成29年に重要な最高裁判例（平成29年1月31日）が出ています。事案は、児童買春をしたことで逮捕され罰金刑に処せられた者が、その逮捕が報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数書きこまれ、居住する県名と氏名を条件として検索すると、対象者が検索結果として表示されることから、これを違法として検索事業者を相手に検索結果の削除の仮処分を求めたというものです。

検索事業者は、インターネット上で利用者が検索すると、ウェブサイトを検索し、ウェブサイトの識別符号であるURLを検索結果として利用者に提供することを事業としています。最高裁は、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」は法的保護の対象となると述べる一方で、検索事業者の事業としての意義を検討しています。最高裁の表現を借りると、「検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存・整理・検索結果の提供をしますが、これらの作業はプロ

グラムにより自動的に行われ、プログラムが検索事業者の方針に沿った結果を得られるように作成された点で表現行為という側面を有します。また、インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を有することから、削除自体表現行為への制約であると捉えられています。そのため、公表されない利益と検索事業の利益のバランスを図る必要があります。

この点に関し、検索事業者の検索結果の提供が違法となるか否かについては、次の要素を検討すべきとしています。①当該事実の性質及び内容、②当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、③その者の社会的地位や影響力、④掲載されている記事等の目的や意義、⑤記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、⑥記事等において当該事実を記載する必要性、などです。そして、双方の利益を比べて、公表されない利益が優越することが明らかな場合に検索結果から削除することを求めることができると判断されました。

この事案では、児童買春による逮捕が社会的に強い非難の対象とされ、公共の利害に関する事項であることは変わりなく、居住する県の名称及び氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることから事実が伝達される範囲は限られているという点などのため公表されない利益が優越しないとされました。

- 4 下級審の裁判例も近年増加していることは述べましたが、上記の最高裁の判例が出てからは、上記の要素をもとに総合的に判断する枠組みに基づき判決が下されるようになりました。例えば高松高裁平成29年7月21日の決定は、違法な医薬品販売で懲役刑（執行猶予）を受け、その事実がウェブサイトに掲載され、その検索結果の削除を求めた事案ですが、上記の要素の点から検討し、執行猶予期間を満了してから2年程度しか経過していないことなどもあり、公共の利害に係る事項であることを重視し、削除できないとしました。まだまだこれから具体的な事例に基づいて裁判例が集積されていくと思います。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会のご案内

2019年2月20日(水)、2月26日(火)、3月6日(火)、3月13日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# マンションと 法律問題について(その2)

## 1 はじめに

マンションに関する法律問題については、過去にVol.21(バックナンバーはホームページに掲載しています)にて基本的な概要を掲載しました。

マンションでは様々な問題が発生し、管理費未払から騒音問題など広範囲にわたる問題があります。今回は、管理組合の立場から、管理費滞納問題について触れたいと思います。

## 2 管理費について

「管理費」の名称や範囲については区分所有法(「建物の区分所有等に関する法律」、以下同様です)では特に触れていません。具体的には、それぞれのマンションで規約が定められ、その中に内容が記載されていると思います。ほとんどの規約が国土交通省のマンション標準管理規約モデル(以下「標準規約」と言います)に基づいて規定されていると思うので、ここではその規約に即して述べていきます。

標準規約では、管理費として、管理員人件費、公租公課、共用設備の保守維持費及び運転費など具体的な費目を掲げています。そして修繕費積立金を併せて「管理費等」として扱います。法的には、管理規約の規定に基づいて区分所有者に対して発生し、具体的な金額は総会の決議によって発生します。

## 3 滞納の場合の対処方法について

過去に、管理費等の滞納者に水道・電気等の供給を停止したり、滞納者を公表したりするケースがあり、違法ではないかと裁判で争われました。状況ややり方にもよりますが、水道・電気についてはライフラインですので、停止行為が違法であるとして賠償義務を負う可能性は高いといえます。また、公表についても名誉棄損に該当する可能性があるので慎重に考えるべきです。

一般的な対処方法として法的に考えられるものとしては以下のとおりとなります。

### ① 通常の民事訴訟等による回収について

回収のための法的な方法としては、i) 支払督促、ii) 少額訴訟(60万円以下)、iii) 通常訴訟の方法があります。i) 及び ii) についてはVol.3(バックナ

ンバーは当事務所のホームページで見ることができます)に記載していますので参考にしてください。iii) についてもご本人でもできますが、ルールが決められていますので弁護士に相談する必要があります。

これらの方法は、基本的に滞納者に対する判決(ないしはそれに準じた決定)を取得して、滞納者の財産に対して強制執行をして回収する方法になります。

### ② 先取特権について

先取特権とは、一定の種類の債権を有する場合に法律で付与される、債務者の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利(Vol.22で紹介)です。判決を取得しなくても債務者の財産を差し押さえることができます。区分所有法では、先取特権が定められており、規約もしくは総会の決議に基づいて区分所有者に対して有する債権(管理費等も該当します)について、先取特権を行使することができます。先取特権の対象は、滞納者の区分所有権や建物に備え付けた動産になりますが、物上代位といってこれらの売却、賃貸、滅失又は損傷によって滞納者が受け取る金銭も差押は可能になります。実際には、区分所有権自体を差し押さえることが可能という点が最も効果を発揮する場面かと思えます。ただし、抵当権が既に設定されている場合には抵当権が優先することになるので余剰価値がない場合には、難しい場合もあるでしょう。

### ③ その他区分所有法に基づく権利行使の可能性について

区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならないとされています。これに違反した場合には、区分所有法では停止・除去などの請求だけでなく、使用禁止請求や対象者の区分所有権の競売の請求もできるなど強い手段が可能です。長期滞納が共同利益違反行為にあたらぬかということが問題となり、認められた事例もあります。要件の問題など複雑な点がありますので、詳しい話は別の機会に譲ります。お悩みの際にはご相談ください。



# 料金 のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所 のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

## エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

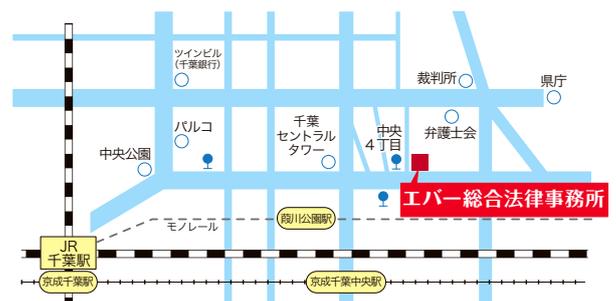
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。